

兵ト発第 228号

公告第 503号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の保有する直営保養所の利用申込みの利便性の向上を図り利用を促進するため、下記の通り利用規程の第8条（利用の申込み）2の「1カ月」を「2カ月」に変更する旨、平成27年7月29日付で届け出たので公告する。

平成27年7月30日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

理事長 瀧川博司

記

直営保養所利用規程

（利用の申込み）

第8条 この保養所を利用しようとする者は、所定の利用申込書に必要事項を記入の上、利用の4日前までに組合に申し込まなければならない。

2 利用の申し込みは、利用日の2か月以上前に申し込むことはできない。

3 組合は、利用を承認したときは、利用者に連絡する。

附則

この規程は、平成27年8月1日より施行する。